



# 藤枝型発達支援システムの基本指針

～途切れのない発達支援を目指して～



平成26年3月

藤 枝 市

## <目次>

はじめに	1
1 藤枝市発達支援の基本理念	2
2 国・県や法制度の動き	3
3 市の「発達に課題を持つ児童」の枠組み	4
4 発達支援システムのイメージ図	6
5 発達支援システムの基本指針 ～課題と今後の発達支援に必要な取組み～ 基本指針の体系	7
【目標】途切れのない発達支援のための体制強化	
① 早期発見・早期支援	8
② 発達障害の理解	9
③ 保護者・家族への支援	10
④ 関係機関の連携強化	11
6 市における支援の現状	
(1) 発達支援フロー図	13
(2) 年齢に応じた発達支援	14
(3) 相談支援体制	20
(4) 人材育成	22
(5) 地域住民及び関係者への理解啓発	25
(6) 関係機関の発達支援	28
7 推進体制	32
【資料】	
1 発達障害の概念と特性	34
2 藤枝市の状況	36
3 検討経過	38
4 委員名簿	40
5 用語の説明	42

## はじめに

本市では、すべての子どもが健康でのびのびと成長していくために、支援を必要とする児童（0～18歳未満）と保護者に対しては、乳幼児期から学齢期までの一貫した支援、機関連携の充実に努めてまいりました。



本市独自の支援として、全国に先駆けて取り組んでいる保護者支援プログラム「**地域療育を高めるための研修会**」「**ペアレントトレーニング**」「**お父さんとあそぼう**」や、支援者向けプログラムとして、人材育成を目的とした「**発達支援コーディネーター養成講座**」、市域における発達障害への理解啓発と市民サポーター養成を目的とした「**発達支援サポーター養成講座**」といった事業を展開してきました。これらの事業は、「すべての家庭に子育て支援を」を念頭に、保護者ニーズに呼応し、先駆的に取り組んできたものです。

今後も、発達に課題を持つ児童と家族や、支援に奮闘する現場の支援者を支えることと、当事者のライフステージに合った的確な支援につなげていくことが必要であることから、多職種・多機関の支援ネットワークの構築が望まれています。

さらに早期支援の対象とならずに潜在的に発達障害を抱えている家庭児童もいることも踏まえ、また課題となっている高校以降就労期における支援も含め、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

そのために、本市では「**藤枝型発達支援システムの基本指針**」を作成し、今後、この指針を礎として具体的な施策を検討していくとともに、国や県における発達障害児者のための支援体制の整備も求めながら、関係機関との連携支援体制を強化し、発達に課題を持つ児童と家族を社会全体で支え、共に安心して暮らすことができる地域づくりを目指していきます。

平成26年3月

藤枝市長 北村正平



# 1 藤枝市発達支援の基本理念



参考：障害児支援の見直しに関する検討会報告書（平成20年7月22日）

＜4つの基本的な視点＞

- ◆子どもの将来の自立に向けた発達支援
- ◆子どものライフステージに応じた一貫した支援
- ◆家族を含めたトータルな支援
- ◆できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

厚生労働省資料

## 2 国・県や法制度の動き

### 法的根拠

- 平成 17 年に発達障害者支援法が、成立・施行され、発達障害の症状を早期発見し、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務を明らかにし、教育、就労の支援や発達障害者の自立及び社会参加に資するよう、その生活全般に渡る支援を図るものと定められています。平成 18 年には「障害者自立支援法」が施行されるなど、発達障害のある児童や障害のある児童を取り巻く環境は制度的に変化してきています。

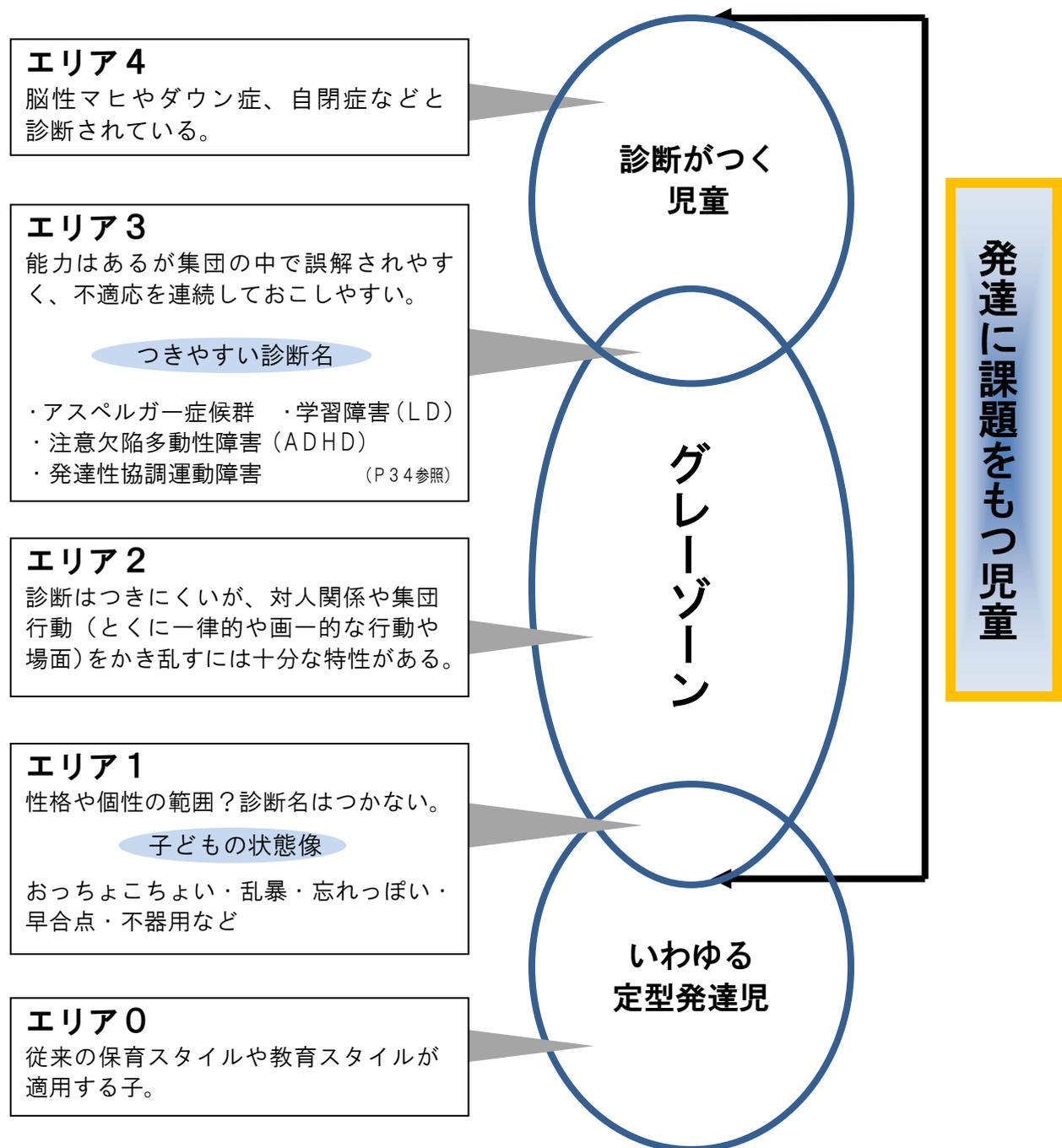
さらに文部科学省・厚生労働省連名による、「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン」（試案）が平成 20 年 3 月に示されました。
- 平成 19 年には学校教育法において「特別支援教育」が位置づけられ、学校体制における支援と、機関連携に言及しています。
- 県では、平成 25 年 7 月に「ふじのくに障害者しあわせプラン」を策定し、障害者施策についての県と市町の役割を明確にし、広域的立場から早期発見・早期療育のための事業の充実を図っています。

また、県では発達障害者支援センター「あいら」を設置し、発達障害児者のための支援体制の整備と発達支援の専門性の確保に対する必要な講座の開催など実施しています。
- 藤枝市では、平成 22 年に子ども家庭相談センターを発足し、発達支援体制の構築と保健・福祉・教育における総合窓口として相談支援・支援における人材育成に取り組んできました。その結果、発達支援についての認識は高まり、早期発見が促進され、療育の需要は拡大しています。
- しかしながら、需要の拡大に充分に答えきれていないことや、さらに就労期を含んだ発達支援システムの整備が求められていることから、今後、市としては、国や県に対して各市町の規範となる施策の展開と各市町に対する支援を要望していきます。

### 3 市の「発達に課題をもつ児童」の枠組み

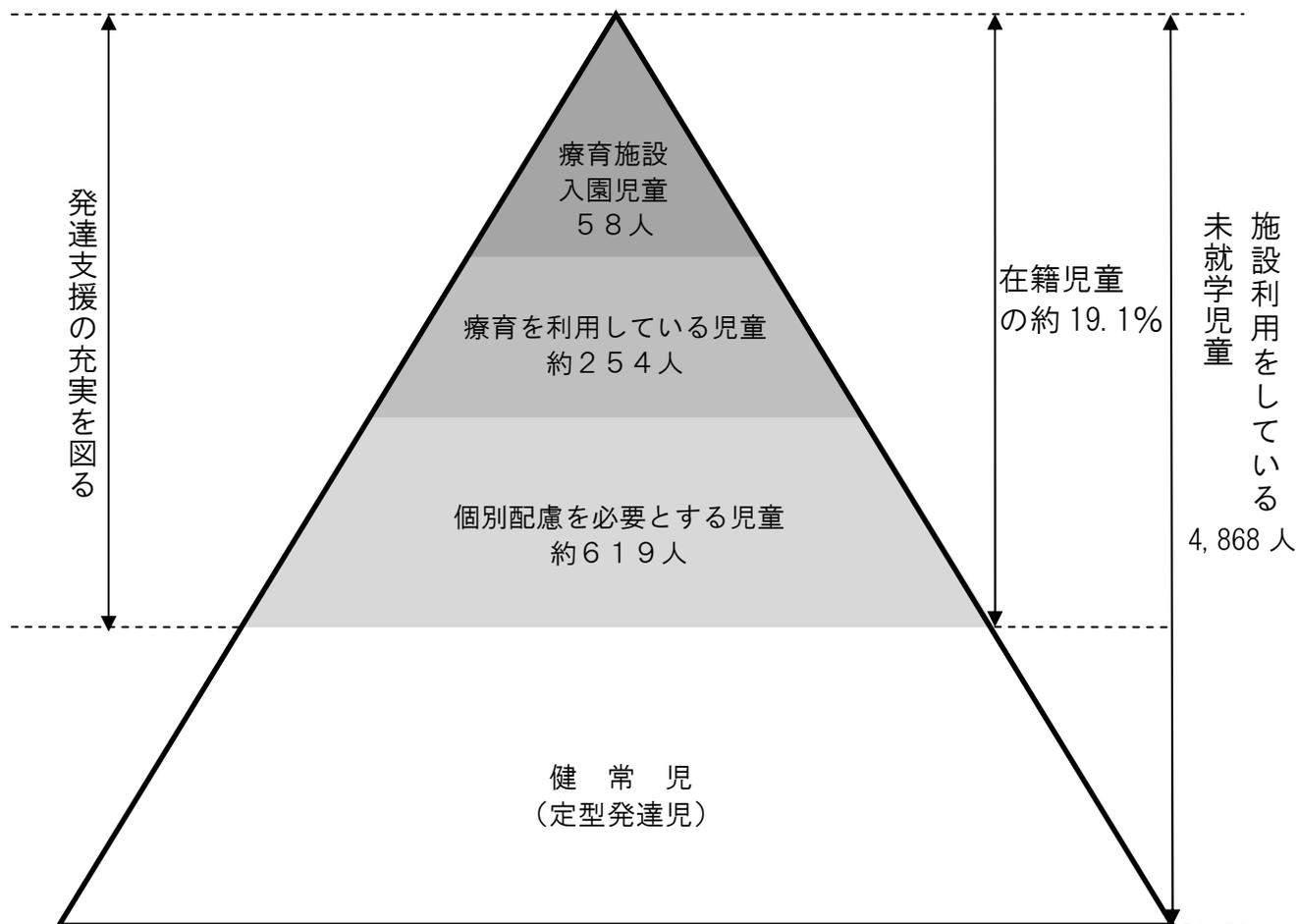
発達に課題をもつ児童を、多様な育ちの中で発達の凸凹がみられる児童と捉え、診断の有無にかかわらず、保健医療、教育、福祉等の広い領域で、早期からの支援をはじめています。

よって本市では、支援を確実につないでいくために、「発達に課題をもつ児童一人ひとりにあった環境」の整備を図るため、発達支援システムの構築を目指します。



(参考) 保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育所・家庭的保育者を利用している未就学児童（0歳～6歳）の状況

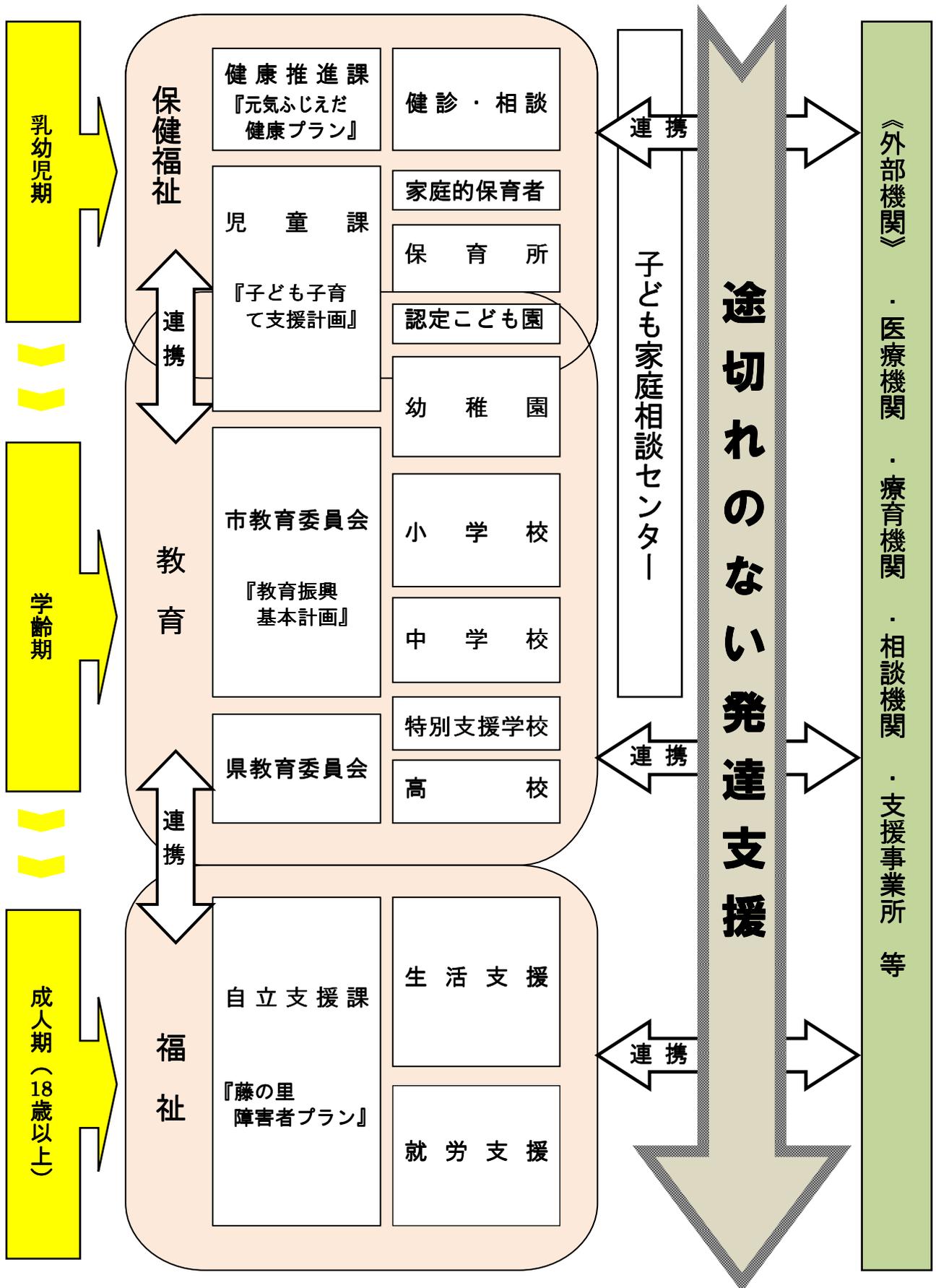
(平成25年9月現在)



(参考) 自宅で養育している児童を含めたすべての未就学児童 7,594人

施設名	児童数
保育所	1,327人
幼稚園	3,183人
認可外保育所・家庭的保育者	300人
療育施設	58人
合計	4,868人

4 発達支援システムのイメージ図



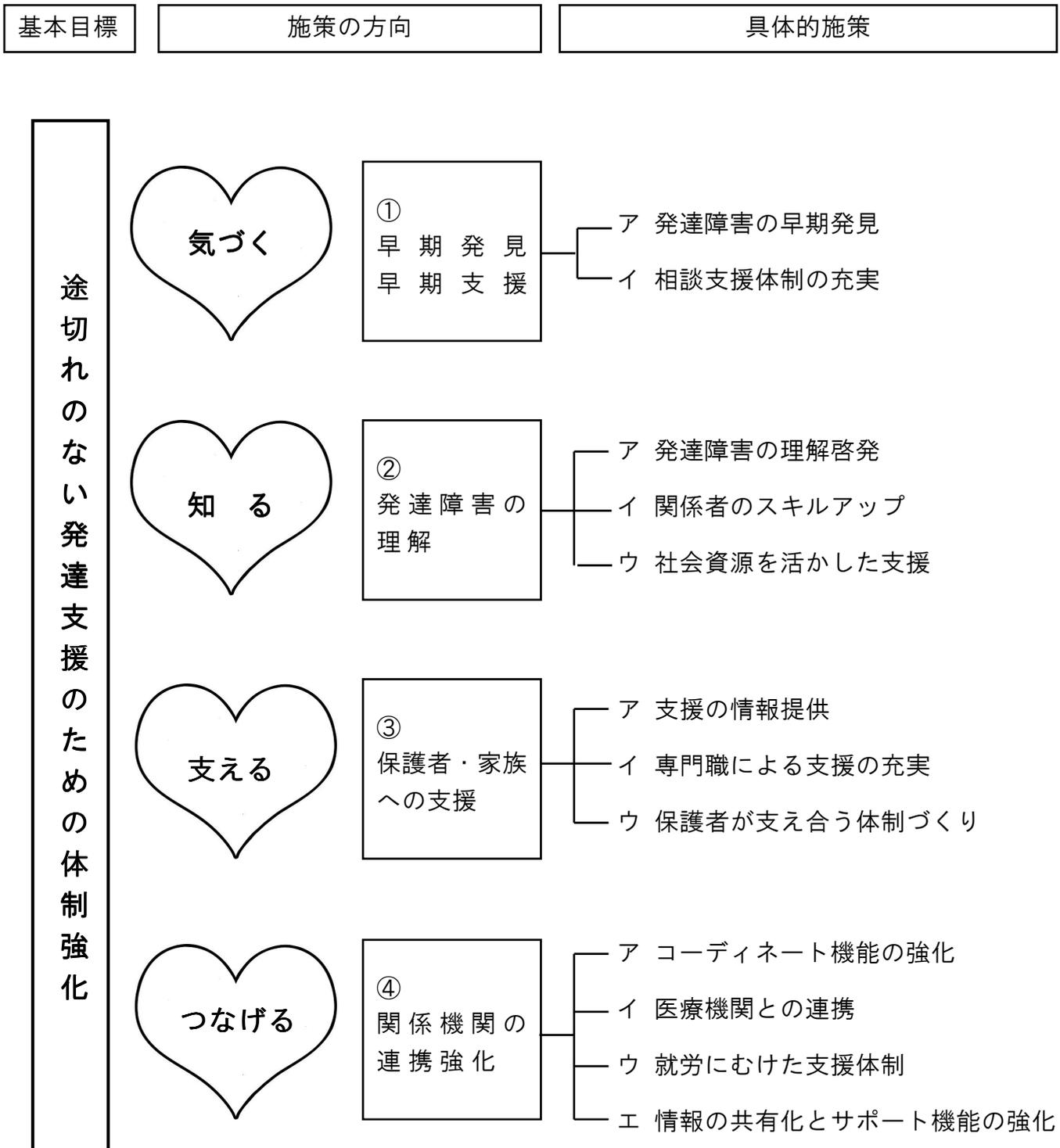
# 5 発達支援システムの基本指針

～課題と今後の発達支援に必要な取組み～

## 基本指針の体系

【基本理念】

**途切れのない発達支援を目指して**



## 【目標】 途切れのない発達支援のための体制強化

### 《課題》

- ・乳幼児健診やその後の関わりの中での早期発見は、「障害」を早期発見することが目的ではなく、できるだけ早期に家族が児童の心身の状態を正しく理解し、専門的な支援につなげていくことが目的です。しかし健診の場や、その後のフォローを拒否する保護者がいます。
- ・発育・発達の気づきの段階から、家族を不必要に不安にさせることなく、穏やかな支援を行っていくために支援者へのサポートが必要です。
- ・ライフステージごとの支援機関（特に医療・療育）が不足しています。
- ・「発達障害とは何か」「発達に課題を持つ子の抱える困難さ」「育児における漠然とした不安や、明らかな育てにくさ」への正しい理解は社会的に得られておらず、地域の医療機関においても、十分な理解がなされていない状況があります。
- ・義務教育の年齢までの支援体制は構築されてきたが、高校以降の進学・就労への支援については懸案事項の状態です。

### ① 早期発見・早期支援

#### ア 発達障害の早期発見

はじめての集団生活において、それまで気づかなかった特性が発見されることがあります。保育所・幼稚園・認定こども園・地域子育て支援センター等、乳幼児とその保護者が参加する地域の子育て支援の場や学校において、関係者が児童の特性に気づき、適切に支援するため、発達障害に関する知識及び相談支援情報の普及を進めます。

取り組み例	内 容	担当課
発 達 教 育	遊びを原点とした、総合的な発達教育（運動の発達、認知の発達、情緒の発達）の考えを取り入れた各園の活動を支援します。	児童課

#### イ 相談支援体制の充実

保護者が児童の特性や対応について理解することができるよう、診断の有無に関わらず気づきの段階で相談・支援につなぐ機能の確保に努めます。

取り組み例	内 容	担当課
心 理 判 定 員 に よ る 相 談 体 制	保護者の希望に応じて、心理判定員によるアセスメントをおこないます。発達検査・園や学校生活における行動観察・関係機関の情報等を集め、児童の発達状況を把握し、必要な支援について助言指導します。	子ども家庭相談センター

## ② 発達障害の理解

### ア 発達障害の理解啓発

周囲に理解されにくく誤解を受けやすい発達障害の特性を踏まえて、親子が孤立することなく地域の見守りの中で子育てができるための働きかけが必要です。発達障害に関する広く一般的な情報の普及・啓発活動を強化・推進します。

取り組み例	内 容	担当課
市民への啓発活動	発達障害の特性や配慮が必要な子育てへの理解が広がるよう、多くの市民が利用する事業や施設（医療機関、保育所・幼稚園・認定こども園、公共交通機関）等におけるPRの実施、藤枝市のホームページ・広報等あらゆる機会・手段を通じて発達障害に関する啓発を行います。	健康推進課 子ども家庭相談センター 自立支援課
研修会・情報提供	発達障害の特性や配慮が必要な子育てへの理解が広がるよう、研修会の開催及び啓発活動を行います。	

### イ 関係者のスキルアップ

支援の入り口で親子に関わることの多い母子保健関係者及び子育て支援関係者等が、各専門分野において、早期の気づきや親子の愛着形成、見通しを立てた支援について保護者に伝えるスキルアップを図ります。

また保育所・幼稚園・認定こども園・学校現場の支援スキルの向上を目指し、研修機会を増やすとともに、専門機関によるサポートシステム向上に努めます。

取り組み例	内 容	担当課
園・学校関係者研修会・情報提供	関係者間の協力により、支援に携わる職員等を対象にした研修会（各施設で核となるような職員を育成する研修、系統的な研修等）の開催及び情報提供、専門機関によるサポートを受けられるようなシステムづくりに取り組みます。	児童課 学校教育課 子ども家庭相談センター

## ウ 社会資源を活かした支援

本人及び家族が切れ目のない効果的な支援を利用できるよう、行政は直接運営する事業だけでなく官民の多様な社会資源を活かし、本人及び家族が状況に応じて選び利用できるようにつなげていく支援や、その後の心理面のフォロー等に努めます。

取り組み例	内 容	担当課
支援ファイルとサポートブック等の情報提供	児童が育っていく場所において、支援者や関わる人に理解をしてもらい、途切れのない支援と安心安全で楽しい生活が実現できるよう応援するために、支援ファイル・サポートブックに関する情報やひな型を提供します。	子ども家庭相談センター
親の会 等	障害者関係団体間及び福祉団体間のネットワーク化を図り、団体活動に関する相談、情報提供などをします。	自立支援課

## ③ 保護者・家族への支援

### ア 支援の情報提供

児童の特性に応じた育児や対応のしかたなど、保護者と児童が抱える相談事にあつた機関・療育の場所を紹介します。児童の成長や先の見通しを立てられることで不安を軽減できるように、コーディネーター機能を担います。また広報やホームページにより、子育てに関する情報や支援ツールを入手しやすい仕組みづくりに取り組みます。

取り組み例	内 容	担当課
支援ツール紹介	発達特性をもった児童が、保育所・幼稚園・こども園・学校・地域において楽しく安全に過ごすための、視覚支援ツールや環境支援ツールについて紹介します。	子ども家庭相談センター

### イ 専門職による支援の充実

専門職のチームによる巡回相談、小学校・中学校への心理判定員派遣による、特別支援教育充実のための連携支援を進めます。通級指導教室教員との連携、家庭でのかかり方や教育環境についての提案等、支援の継続を図ります。発達障害に関する知識及び相談支援情報の普及等により、子育て支援関係者が、児童の特性に応じた適切な対応ができるよう、支援体制の整備を図ります。

取り組み例	内 容	担当課
巡回相談専門員による相談支援事業	保育所・幼稚園・認定こども園等への巡回により、集団適応の困難な児童の行動観察、現場職員・保護者の相談、アセスメント・環境の提案、支援機関の紹介等の支援を行います。	子ども家庭相談センター

#### ウ 保護者が支え合う体制づくり

地域に根差した早期からの支援体制を構築する上で、保護者がともに学びあい、ライフステージに応じた一貫した支援と、より充実した社会生活が送れるよう理解を求める活動に取り組み、家庭における支援力向上を図ります。

取り組み例	内 容	担当課
保護者サークル 支援	療育等の支援事業を通じて知り合った家族が、情報交換の中で互いの経験や思いをわかちあうことで、児童への具体的な対応方法を学び合い、思いを共有できる・わかりあえる場の確保に努めます。地域社会への理解啓発を進め、保護者の会の運営や関係機関との連携を支援します。	子ども家庭相談センター

### ④ 関係機関の連携強化

#### ア コーディネート機能の強化

児童の成長発達全体を評価して、その発達段階に適切と考えられる発達支援のコーディネートが重要です。相談から支援につながるまでのコーディネートや、乳幼児期から学齢期、青年期へつないでいく支援（一括した記録整備、情報管理を含む）を行い、個人情報保護への十分な配慮のもと各関係機関の連携による支援体制の整備に取り組みます。

取り組み例	内 容	担当課
一貫した支援のためのコーディネート	児童の成長を通じて一貫した支援を行うため、支援に関わる各関係機関の間で、支援内容や支援情報の引継ぎ等のコーディネートを行います。	子ども家庭相談センター

#### イ 医療機関との連携

医療機関で発達障害の疑いがあると診断された親子の対応について情報を提供し、その後に必要な支援を受けることができるような仕組みを進めます。また、どのような支援が行われたか、医療機関へのフィードバック機能の整備を図ります。

取り組み例	内 容	担当課
医療機関情報の集約・情報提供	専門医療機関を含め近郊における発達障害に対応している医療機関の情報を集約し、情報を必要としている全ての人々に情報提供を行います。	健康推進課 子ども家庭相談センター

### ウ 就労にむけた支援体制

発達支援体制の課題として、大きくなるにつれ支援体制や支援機関が少なくなっていく傾向があります。義務教育終了以降、高校から就労期にいたる支援について、本人と家族の相談にのりながら、就労支援の専門機関や親の会における先輩保護者の方々につなげていくことが必要です。今後も、就労等に向けた支援をおこなうために、関係機関との連携強化に努めます。

取り組み例	内 容	担当課
就労等に向けた支援体制の整備	発達に課題のある児・者の就労等の支援をおこなうために、藤枝市地域自立支援協議会にて、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等と就労に向けた訓練をはじめとする支援体制の整備に取り組みます。 また、特別支援学校主催の保護者説明会、企業説明会等へ積極的に参加し、就労支援に取り組みます。	自立支援課

### エ 情報の共有化とサポート機能の強化

発達に課題のある児童への支援は、ライフステージごとで個別に対応しているものの、一貫して途切れることのない計画的な取り組みが必要となっています。

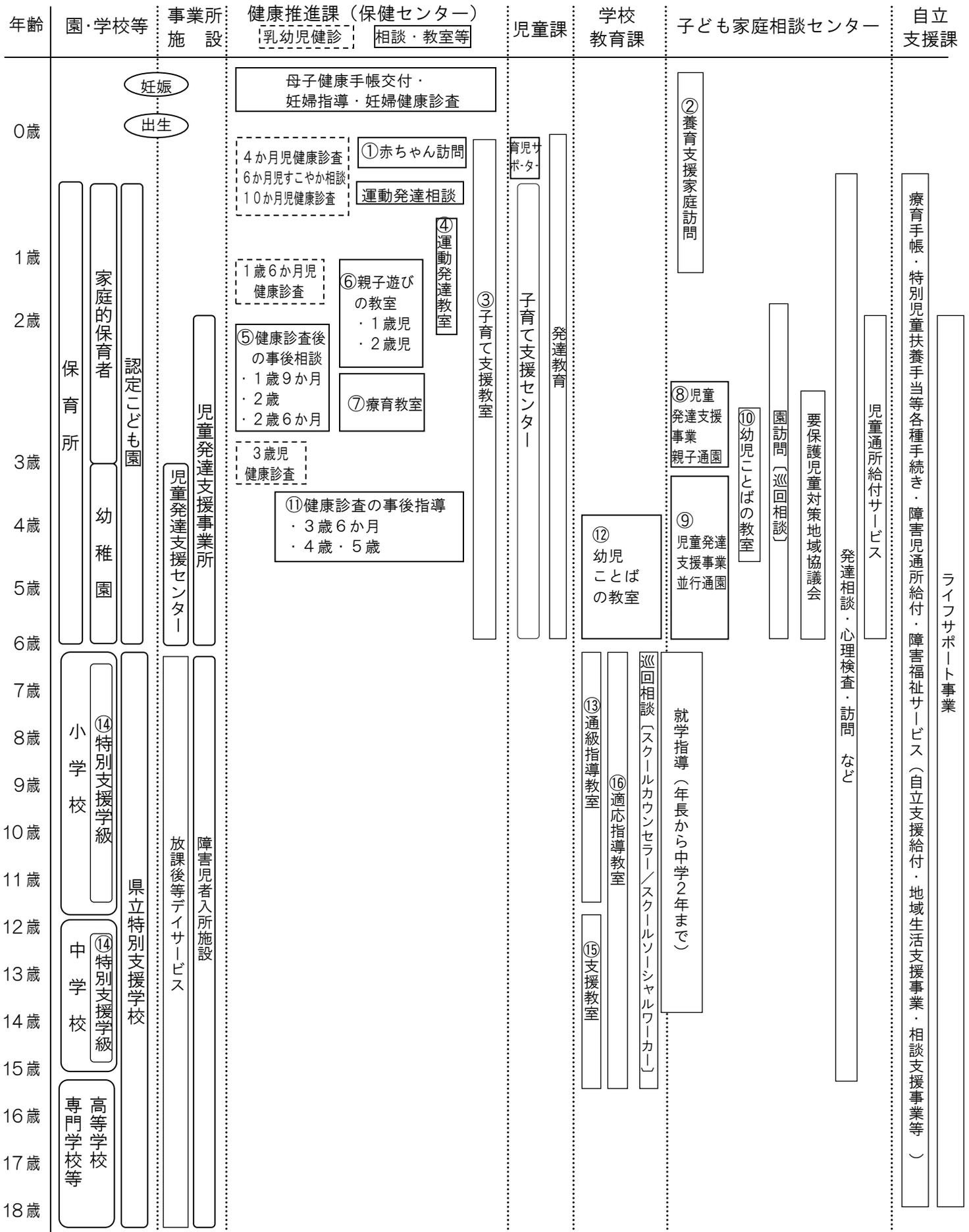
このために、児童の成長に伴う相談から支援までの関係機関での情報を蓄積し、次のライフステージに情報をつなげていく中核的な役割を持ち、また初期の段階から相談でき、的確な支援情報を提供できる発達支援の拠点整備を検討していきます。

取り組み例	内 容	担当課
発達支援システム整備に必要な体制整備	児童とその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、専門的診断に基づく幼児期からの適切な支援を行うため、相談・心理判定・支援等の機能を併せ持った拠点施設として「（仮称）子ども発達支援センター」を整備する必要があります。	子ども家庭相談センター



# 6 市における支援の現状

## (1) 発達支援フロー図



## (2) 年齢に応じた発達支援

乳幼児期の支援については、家庭、乳幼児健康診査、保育所・幼稚園・認定こども園等での早期発見によって、家族が子どもの心身の状態を適切に理解し、すみやかに専門的な支援につなげていくことが大切です。

幼児期～学齢期の支援については、就学前の早期支援から引継ぎのもと、社会性や行動特性の修正だけでなく、学習支援や教育的なコミュニケーションの促進を取り入れた、より包括的で専門的な支援を行っています。

### ① 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）

健康推進課

目的	生後4か月までの乳児家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるなど、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。
対象	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭
概要	<p>◆内 容：家庭訪問により下記の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供</li> <li>・ 親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスにつなげる</li> </ul> <p>◆従事者：保健師</p>
実施状況	（平成20年度より全戸訪問実施） 平成22年度 1,216件／平成23年度 1,194件／平成24年度 1,100件

### ② 養育支援訪問事業

子ども家庭相談センター

目的	育児支援並びに養育者における身体的又は精神的不調状況に対する支援を行う。
対象	出産後おおむね1年未満の乳児のいる養育支援が特に必要であると判断した家庭
概要	<p>◆内 容：育児相談・育児支援（入浴補助・兄弟支援）・母親自身の相談対応等子どもへの接し方を間接的に示しながら行う。</p> <p>◆従事者：養育支援員</p>
実施状況	（平成19年度より実施） 訪問件数：平成22年度 48件／平成23年度 57件／平成24年度 57件 訪問回数：平成22年度 552回／平成23年度 756回／平成24年度 830回

## ③ 子育て支援教室

健康推進課

目的	養育困難や育児不安が強いなど、精神的負担が大きい母親に対し教室を開催し、適切な子育てができるように支援する。	
対象	健診・相談および家庭訪問において、継続的支援が必要と判断された親子	
概要	<p>◆回数：月2回 年間24回</p> <p>◆内容：グループ支援：母子分離によるグループケア活動 個別支援：保健師による個別面談（随時）</p> <p>◆従事者：保健師／臨床心理士（外部講師）／家庭相談員（子ども家庭相談センター） 託児ボランティア</p>	
実施状況	【参加者数】	〔グループ支援〕
		〔個別支援〕
	平成22年度 実人数16人 延人数126人	実人数13人 延人数27人
	平成23年度 実人数18人 延人数106人	実人数17人 延人数20人
	平成24年度 実人数15人 延人数104人	実人数14人 延人数15人

## ④ 運動発達教室（健康診査事後指導）

健康推進課

目的	乳幼児健康診査や運動発達相談等で運動発達に係る支援が必要と判断した児童と保護者に対し、早期療育の機会をつくり、保護者が児童の発達段階を正しく理解したうえで、適切な育児ができるように支援する。
対象	運動発達に遅れがある児童と保護者
概要	<p>◆回数：年間24回</p> <p>◆内容：ふれあい体操・スキンシップ遊び・個別相談・医師診察（年間6回）</p> <p>◆従事者：保健師／保育士（ガゼルの森・子ども家庭相談センター）／ 理学療法士（聖稜リハビリテーション病院）／医師（静岡医療福祉センター）</p>
実施状況	【参加者数】
	平成22年度 実人数49人 延人数296人
	平成23年度 実人数76人 延人数358人
	平成24年度 実人数66人 延人数301人

## ⑤ 1歳6か月児健康診査の事後相談（1歳9か月・2歳・2歳6か月）

健康推進課

目的	発達段階の確認及び個別相談を行い適切な育児ができるように支援する。
対象	1歳6か月児健康診査の結果、心身の精神発達で経過観察が必要と判断した児童と保護者 1歳6か月児健康診査を受けなかった児童（2歳）と保護者
概要	<p>◆回数：年間24回</p> <p>◆内容：身体測定 個別相談</p> <p>◆従事者：保健師／心理判定員</p>
実施状況	【延べ人数】平成22年度 376人／平成23年度 435人／平成24年度 432人

## ⑥ 親子遊びの教室

健康推進課

目的	「遊び」を通じて、親子が楽しい遊びや人と交流する喜びを体験しながら、親子が持つ課題を軽減し、健全な児童の発達と親子関係を築くために支援する。			
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活リズムの乱れ、発達の遅れ、行動の問題等の課題ある児童</li> <li>・保護者の養育の課題：育児困難感が強い、不適切な育児、ストレスが大きい等、養育の課題のある保護者</li> </ul>			
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆回数：1グループ 年間21回</li> <li>◆内容：1歳児・2歳児の2グループに分けて実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子遊びの提供：朝の会・リズム遊び・手遊び・テーマ遊び</li> <li>・遊び場の提供：園庭開放・総合運動公園</li> </ul> </li> <li>◆従事者：保健師／保育士（子育て支援センター）／心理判定員</li> </ul>			
実施状況	【参加者数】 [1歳児グループ]		[2歳児グループ]	
	平成22年度	実人数 57人 延人数 284人	平成22年度	実人数 72人 延人数 357人
	平成23年度	実人数 78人 延人数 292人	平成23年度	実人数 84人 延人数 351人
	平成24年度	実人数 74人 延人数 313人	平成24年度	実人数 78人 延人数 363人

## ⑦ 療育教室

健康推進課

目的	児童の発達段階を正しく理解したうえで、適切な育児ができるように支援する。			
対象	乳幼児健康診査や事後相談等で精神発達に係る支援が必要な児童（2歳6か月児～3歳児）と保護者			
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆回数：1期（6回）月2回 年間4期（年間24回）</li> <li>◆内容：療育の専門講師による講話／朝の会、親子遊び、テーマ遊び（サーキット・おもちゃ作り等）／個別面接</li> <li>◆従事者：保健師／保育士（ガゼルの森・子ども家庭相談センター）／心理判定員／託児ボランティア</li> </ul>			
実施状況	【参加者数】 実人数		平成22年度 336人	
	平成22年度	70人 延人数	平成23年度	448人
	平成23年度	84人 延人数	平成24年度	399人
	平成24年度	75人 延人数		

## ⑧ 児童発達支援センター親子通園（委託事業）

子ども家庭相談センター

目的	在宅の下記対象児童に早期療育を行う。			
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達の初期段階で障害が発見された児童（1歳半位から2歳のダウン症・脳性麻痺・知的障害等）と保護者</li> <li>・発達に課題（身辺処理や運動発達の遅れ、言葉の遅れ、多動性、衝動性など精神面での遅れ）があり、乳幼児健康診査等において療育が必要と認められた児童（2歳児）と保護者</li> </ul>			
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆回数：週1回</li> <li>◆内容：親子の触れ合いによる運動遊び、学習を通して発達の遅れや偏りに対して軽減をはかり、保護者の相談に応じる。</li> <li>◆従事者：ガゼルの森支援部在宅支援事業担当保育士</li> </ul>			
実施状況	【参加人数】 平成23年度 545人／平成24年度 550人			

⑨ 児童発達支援センター並行通園（委託事業）

子ども家庭相談センター

目的	小集団の指導において運動・集団遊び・学習を経験し達成感を得るための早期療育を実施する。
対象	・ガゼルの森（支援部）に入園していない発達に課題をもつ児童 ・乳幼児健康診査等にてフォローされて親子通園から継続して並行通園を利用する児童 ・保育所・幼稚園・認定こども園に入園し、集団生活に入ってから発達の課題が顕在化してきた児童
概要	◆内 容：小集団において指示に従って課題達成する力をつけ、自己コントロール力・社会性を身につける。児童への関わり方を学び、家庭生活につなげる力をもつ場とし、保護者の相談に応じる。 ◆従事者：保育士（ガゼルの森）
実施状況	【参加人数】平成23年度 972人／平成24年度 972人

⑩ 年少ことばの教室

子ども家庭相談センター

目的	少人数でのグループ指導において、児童に合わせた課題設定をすることにより、一人ひとりが達成感を味わえるようにする。
対象	・コミュニケーション力の弱さやことばの発達につまずきのある市内の年少の児童（児童の発達の様子、課題等によっては年中も受け入れる） ・ことばの教室に通級を希望している入級待ちの児童
概要	◆内 容：2教室で実施 ・自己コントロールを促すための活動 ・人に伝えることや理解することに喜びをもち、コミュニケーションを促すための活動 ・保護者の相談対応（ことばやコミュニケーション力を育てる関わり方等） ◆従事者：保育士（子ども家庭相談センター）
実施状況	【延べ人数】 平成22年度 24回／375人 平成23年度 38回／241人 平成24年度 46回／232人

⑪ 3歳児健康診査の事後相談（3歳6か月・4歳・5歳）

健康推進課

目的	3歳児健康診査において、心身の発達で経過観察が必要と判断した児童と保護者に対し、再度月齢に合わせた発達段階の確認及び個別相談を行い、適切な育児ができるように支援する。
対象	3歳児健康診査の結果、心身の発達で経過観察が必要と判断した児童と保護者
内容	◆回 数：年間13回 ◆内 容：身体測定 個別相談 ◆従事者：保健師／心理判定員
実施状況	【延べ人数】平成22年度 136人／平成23年度 151人／平成24年度 168人

## ⑫ 幼児ことばの教室

学校教育課

概要	1～2週間に1回（1回45分前後）の個別指導をする。（原則保護者同伴） 児童の成長に合わせて、グループ指導を取り入れる、指導回数は柔軟に対応する。
対象	保育所・幼稚園・認定こども園に通う年中・年長児でことばの発達が気になる児童
実施状況	平成25年度利用児童数（平成25年9月1日現在） 青島北小学校 51人／藤枝中央小学校 52人／岡部小学校 60人

## ⑬ 通級指導教室

学校教育課

概要	静岡県教育委員会が規定する自校通級実施要綱及び他校通級実施要綱に基づく指導を行う。通常の授業等に参加しながら、週に1時間程度、指導教室のある学校に通って、特性に応じた内容を学習する。
対象	藤枝市就学指導委員会で認められた児童
実施状況	平成25年度利用児童数（平成25年4月1日現在） ・ことばの教室（言語障害児教育）利用児童数 藤枝中央小学校（1学級）24人／青島北小学校（1学級）24人 ・コミュニケーションの教室（発達障害児教育） 西益津小学校（2学級）45人／青島北小学校（1学級）20人／岡部小学校（1学級）24人

## ⑭ 特別支援学級

学校教育課

概要	特別支援学級は、将来の自立をめざして、個々の実態に即した課題を設定し、その特性・発達段階に応じた少人数で学習する。（小学校17校中8校、中学校10校中5校に設置）									
対象	藤枝市就学指導委員会で認められた児童									
学級状況	単位：学級・人									
	知的障害児教育			自閉症・情緒障害児教育			肢体不自由児教育			
	学級数	教員数	児童数	学級数	教員数	児童数	学級数	教員数	児童数	
	藤枝小学校	3	3	17	2	2	10			
	青島小学校	3	3	18	1	1	6			
	葉梨小学校	1	1	4	1	1	3			
	高洲小学校	2	2	13	1	1	4			
	大洲小学校	1	1	7	1	1	3			
	高洲南小学校	1	1	8	2	2	9	1	1	2
	青島北小学校	2	2	9	1	1	5			
	岡部小学校	1	1	5	1	1	4			
	計	14	14	81	10	10	44	1	1	2
	藤枝中学校	1	1	7	1	1	2			
	青島中学校	3	3	18	1	1	3			
	葉梨中学校							1	1	1
	高洲中学校	1	1	5				1	1	1
	岡部中学校	1	1	6	1	1	3			
	計	6	6	36	3	3	8	2	2	2
	合計	20	20	117	13	13	52	3	3	4
	※数字は平成25年度児童数									

## ⑮ 中学生のための支援教室

学校教育課

目的	友達とのコミュニケーションをとるうえで、様々な悩みをかかえる中学生を対象に、思春期における自分自身の不安定な気持ちに気づき、自分自身で気持ちをコントロールする方法を知るための支援をする。
対象	通常学級に在籍し、発達障害をかかえる中学生
概要	平成 24 年度後期より試行的に支援を開始。(場所：藤枝市勤労青少年ホーム) 平成 25 年度 ◆場 所：藤枝市勤労青少年ホーム／藤枝市立藤枝中学校／藤枝市立青島中学校 ◆支援日時：毎週月曜日と水曜日の午後 1 時間程度 ◆内 容：ソーシャルスキルトレーニング、学習補助等

## ⑯ 適応指導教室

学校教育課

概要	学校に行けない児童生徒のために、心の安定、自主自立の力、人と関われる力、規則正しい生活習慣、学習する力等の学校や社会に復帰していく力を支援する。
対象	藤枝市立小・中学校に在籍または市内に在住し、学校に登校できない児童生徒
実施状況	◆日 時：月曜日～金曜日（祝日等は除く）午前 10 時～午後 3 時 ◆場 所：藤枝市勤労青少年ホーム ◆藤枝市教育相談室：【月～金】午後 1 時～午後 4 時 30 分／面接相談・電話相談 ◆従事者：相談員・臨床心理士 ◆利用児童生徒数 平成 22 年度 21 人／平成 23 年度 23 人／平成 24 年度 23 人



### (3) 相談支援体制

発達支援にかかわるすべての場において、関係者が児童の発達特性に早期に気づき、適切に対応するため、発達障害に関する知識及び相談支援情報の普及を進めます。

また、発達に課題のある児童と家族が安心して地域での生活ができるため、地域の支援につながるサポートを受けるための相談支援を行っています。

#### ア 巡回相談（乳幼児期）

子ども家庭相談センター

概要	平成 22 年度より実施。 平成 24 年度より巡回支援相談員整備事業による専門員（臨床発達心理士 1 名・保育士 2 名）を配置。保育所・幼稚園・認定こども園等を訪問し、発達に課題を持つ児童の早期支援のあり方について助言を行う。								
実施状況	（平成 24 年度）								
	前期訪問		後期訪問		依頼による訪問		小 計		
	訪問回数	対象児数(人)	訪問回数	対象児数(人)	訪問回数	対象児数(人)	訪問回数	対象児数(人)	
公立保育所	6	10	3	3	1	1	10	14	
私立保育所	10	28	8	20	8	14	26	62	
私立幼稚園 認定こども園	18	48	14	42	17	24	49	114	
認可外託児所	※定期訪問はしていない				5	10	5	10	
放課後児童クラブ					3	13	3	13	
保 育 マ マ					2	3	2	3	
合 計	34	86	25	65	36	65	95	216	
	（巡回総数 平成 22 年度 107 件／平成 23 年度 179 件）								

#### イ 巡回相談（学齢期）

学校教育課

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校区ごとに決められた巡回指導員が各校を巡回指導する。</li> <li>・ LD・ADHD、高機能自閉症（P35参照）に関する専門的知識・経験を有する「巡回相談員」が、対象児童生徒に対する指導内容及び方法に関する助言を行う。</li> </ul>	
実施状況	市内小中学校 27 校の平均巡回回数年間 4.5 回 平均実施時間 年間 23.7 時間（H24 年度実績）	

#### ウ 電話相談・個別相談

健康推進課／子ども家庭相談センター

概要	育児や発達全般における相談	
相談件数	相談受付 <随時> 〔健康推進課〕電話相談 平成 22 年度 653 件 平成 23 年度 840 件 平成 24 年度 966 件 〔子ども家庭相談センター〕 窓口・電話の個別相談（発達検査・巡回につながった件数を除く） 平成 22 年度 36 件／平成 23 年度 48 件／平成 24 年度 58 件	

## エ 相談支援事業

概要	ガゼルの森／わかふじ「する〜らいふ」 児童発達支援や放課後等デイサービス・親子通園・並行通園の利用に向けた障害児相談支援を行う。障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。
----	---

## オ 発達障害者支援コーディネーター

概要	静岡県発達障害者支援センター機能強化事業において静岡県発達障害者支援センターと受託団体が連携しながら発達障害児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導助言を行うとともに関係機関との連携強化により、地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的として受託団体に発達障害者支援コーディネーターを配置する。 藤枝市は志太榛原圏域に所属している。志太榛原圏域担当事業所は焼津市の「生活支援センターわおん」にコーディネーターが配置されている。
----	--



#### (4) 人材育成

発達に課題をもつ児童と家族を適切に支援していくために、各分野の関係機関職員のスキルの向上やコーディネーション機能を担う人材の育成が重要です。研修会の開催や情報提供、専門機関によるバックアップ機能の整備等、関係機関との相互協力により取り組みを進めています。

事業名	主催
ア 発達支援コーディネーター養成講座 イ スキルアップ研修・実践セミナー ウ 発達支援コーディネーター会議 エ 発達支援部会におけるケース検討会 オ 地域療育を高めるための研修会(支援者向け)	子ども家庭相談センター
カ 特別支援コーディネーター研修会 キ 学校支援相談員等研修会	学校教育課
ク 藤枝市発達障害児者療育支援研修会	市教育委員会・子ども家庭相談センター 静岡県自閉症協会志太榛原地区

#### <事業説明>

##### ア 発達支援コーディネーター養成講座

目的	保育所・幼稚園・認定こども園等における体系的支援の基盤構築及び学齢期への円滑な連携のために、呼応した支援システムの構築を図り、子育て関連機関による縦断的支援を通じて市域におけるライフステージを通じた支援体制を整備する。
対象	・保育所・幼稚園・認定こども園において発達障害児および発達に課題をもつ児童に対して直接支援を行っている方 ・小中学校等において指導、支援を行っている方
内容	・平成22年度～平成24年度に実施。・全8回。 ・理論から実践までを系統的に学び、即現場で実践に活かせる講義と実習。(発達障害に対する基礎的理解、虐待対応、支援ツール作成、個別支援計画作成、保護者対応など、具体的であり、かつ実践的な講座内容) ・講師/県中央児童相談所・藤枝特別支援学校・駿遠学園・健康推進課・学校教育課・自立支援課・子ども家庭相談センター
実施状況	【延べ受講者数】平成22年度 158人/平成23年度 80人/平成24年度 88人 【修了証発行/5回以上受講した者】 平成22年度 52人/平成23年度 31人/平成24年度 38人

### イ スキルアップ研修・実践セミナー

目的	イ 発達支援コーディネーター養成講座目的と同様
対象	<p>◆スキルアップ研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達支援コーディネーター養成講座受講済の方</li> </ul> <p>◆実践セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所・幼稚園・認定こども園等において発達障害児および発達に課題をもつ児童に対して直接支援を行っている方</li> <li>・市内の小中学校等において指導、支援を行っている方</li> </ul>
内容	<p>平成 25 年度より実施。</p> <p>発達支援コーディネーター養成講座の内容に準じる。各全 4 回。</p> <p>◆スキルアップ研修（実践セミナーに比べ専門的な内容）</p> <p>発達障害の理解と支援／保護者との関係・支援について／先進的取り組み園視察／個別支援計画をもとにしたケース会議</p> <p>◆実践セミナー（基礎的な内容）</p> <p>発達障害の基礎知識／先進的取り組み園視察／市内関係機関の支援体制／幼保における支援の実際</p>
実施状況	【参加人数】平成 25 年度 実践セミナー 48 名／スキルアップ研修 25 名

### ウ 発達支援コーディネーター会議

目的	指導者集団の力量形成と園内支援体制の構築と機関連携を強化する。
対象	保育所・幼稚園・認定こども園の発達支援コーディネーター
内容	<p>平成 23 年度より実施</p> <p>年 3 回：情報交換・個別の支援計画・個別の指導計画・小学校の移行支援・連携・特別支援教育コーディネーターとの合同研修会等</p>
実施状況	<p>【参加人数】 平成 23 年度 第 1 回 23 名／第 2 回 23 名／第 3 回 26 名／第 4 回 30 名</p> <p>平成 24 年度 第 1 回 33 名／第 2 回 29 名／第 3 回 35 名</p> <p>平成 25 年度 第 1 回 33 名／第 2 回 31 名／第 3 回 33 名</p>

### エ 発達支援部会におけるケース検討会

目的	藤枝市要保護児童対策地域協議会の実務者会議として、発達障害児など発達に課題をもつ児童の支援を必要とする乳幼児やその保護者の適切な支援を図る。
対象	保育所・幼稚園・認定こども園に在籍する要経過観察児
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害児などへの対応についての情報交換</li> <li>・発達障害児などへの療育システムの検討</li> <li>・保護者の精神疾患などのため、支援が必要な乳幼児の対応に関すること</li> </ul>
実施状況	年間 12 回の委員会と情報交換会をもとに、必要に応じてケースネット会議・巡回相談・療育・ことばの教室等と支援連携する。

オ 地域療育を高めるための研修会（支援者向け）

目的	発達に課題をもつ児童への支援を充実させると共に支援の質の向上を図る。
対象	・ 保育所・幼稚園・認定こども園等において発達障害児および発達に課題をもつ児童に対して直接支援を行っている方 ・ 小中学校等において指導、支援を行っている方
内容	発達に課題をもつ児童への理解とスキルアップ
実施状況	【参加人数】平成22年度（第1回）96人（第2回）51人 / 平成23年度（第1回）78人

カ 特別支援コーディネーター研修会

目的	特別支援教育コーディネーターの役割を理解し、特別支援教育体制づくりを推進する。 特別支援教育に対する理解を深め、各校の特別支援教育充実のために生かす。
対象	小中学校特別支援教育コーディネーター
内容	・ 第1回 委嘱状交付式 ・ 第2回 研修会（アサーティブトレーニング等） ・ 第3回 専門家チーム会議メンバーとの合同研修会 ・ 第4回 発達支援コーディネーターとの合同研修会
実施状況	【参加人数】平成24年度 第1回 27名 / 第2回 27名 / 第3回 38名 / 第4回 27名

キ 学校支援相談員等研修会

目的	学校支援相談員の役割を理解し、適切な支援について学ぶ。
対象	学校支援相談員
内容	平成25年度より学校生活支援員・こどもと親の相談員・心の教室相談員を学校支援相談員として総称 ・ 第1回 基本研修 ・ 第2回 講演会
実施状況	【参加人数】平成25年度 第1回 67名 / 第2回 58名

ク 藤枝市発達障害児者療育支援研修会

目的	自閉症・発達障害児者への支援を充実させると共に質の向上を図り、また保健・医療・福祉・教育関係者等による発達障害児者支援のネットワークの構築を図るものとする。
対象	幼稚園教諭・認定こども園教諭等・保育所職員・託児所職員・心身障害児通園施設職員・医師・保健師・障害福祉関係職員・自閉症協会会員・民生児童委員・小学校教諭・中学校教諭・特別支援学校教諭・幼児ことばの教室担当者・通級指導教室担当者
内容	全国区の講師による講演（午前 / 幼児期・午後 / 学齢期） 平成23年度 「子どもの言葉・コミュニケーションの育ちを支えるために」

	平成 24 年度 「通常学級の(特別)ではない支援教育・セカンドステージへ」 「“困った”子どもではなく“困っている”こども」 平成 25 年度 「“楽しく学ぶ”子どもの体力作り」「子どもへの接し方に悩む親たち」 「気になる子も支える教育における3つのユニバーサルデザイン」
実施状況	【参加人数】平成 23 年度 261 人／平成 24 年度 529 人／平成 25 年度 530 人

## (5) 地域住民及び関係者への理解啓発

生まれ育っていく地域において、安心安全のもとにすべての児童とその家族が笑顔で生活できるように、市民への理解啓発に取り組みます。

事業名	主催
ア 発達支援サポーター養成講座 イ 発達支援サポーターフォローアップセミナー ウ 地域療育を高めるための研修会(保護者・一般市民向け) エ ペアレントトレーニング オ お父さんとあそぼう カ 親塾	子ども家庭相談センター

### <事業説明>

#### ア 発達支援サポーター養成講座

目的	発達障害児者、発達に課題をもつ児童や大人についての基本的な理解や支援体制、地域でできる支援について学ぶ。発達障害に関する地域の支援者の理解を深め、地域における発達支援体制の構築を進める。
対象	・保健、保育、福祉、教育の各分野で発達障害児および発達に課題をもつ児童に対して直接支援を行っている方(ボランティア含む) ・発達障害に対して関心をもっている方 ・家族の方
内容	・平成 23 年度より実施 ・全 4 回。 発達障害に関する理解を進めるための基礎的内容の講座 (講師) 駿遠学園・県中央児童相談所・藤枝特別支援学校・健康推進課・学校教育課・自立支援課・子ども家庭相談センター
実施状況	【受講者数】平成 23 年度 67 人／平成 24 年度 71 人／平成 25 年度 77 人

### イ 発達支援サポーターフォローアップセミナー

目的	発達障害児者、発達に課題をもつ児童や大人についての基本的な理解や支援体制、地域でできる支援について学ぶ。発達障害に関する地域の支援者の理解を深め、地域における発達支援体制の構築を進める。
対象	サポーター養成講座を受講した方
内容	・平成24年度より実施 ・全3回 発達障害に関する理解を深めるための具体的な内容の講座 講師／県や近隣市町専門機関
実施状況	【受講者数】平成24年度 40人／平成25年度 75人 【サポーター認定書の発行数】(サポーター養成講座・フォローアップ養成講座通算5回以上受講した者) 平成24年度 15人／平成25年度 72人

### ウ 地域療育を高めるための研修会（保護者・一般市民向け）

目的	発達に課題をもつ児童への家庭での支援についての理解を深め、保護者の得たい情報や児童に合った支援方法を学ぶ。
対象	幼児期・学齢期の保護者
内容	「家庭で支える学校生活」をテーマに、学習支援等家庭でできる支援について学ぶ。
実施状況	【参加人数】 平成22年度 (第1回)60人/(第2回)35人/(第3回)18人/(第4回)244人/(第5回)29人 平成23年度 (第1回)36人/(第2回)36人/(第3回)38人/(第4回)59人/(第5回)56人 平成24年度 (第1回)52人/(第2回)76人/(第3回)61人/(第4回)82人 平成25年度 (第1回)35人/(第2回)49人/(第3回)54人/(第4回)33人

### エ ペアレントトレーニング

目的	温かな家族関係をベースに、発達に課題がある児童への関わり方を「行動」に焦点をあてて、具体的な対応の在り方を学ぶ。合わせて、発達に課題をもつ児童の保護者の育児不安や育児ストレスを軽減し、保護者間の情報交換となる場を提供する。
対象	発達に課題をもつ児童の保護者
内容	平成20年度より実施 ・ペアレントトレーニングのステップに基づいた講義（前期・後期に各5回を1クール） ・家庭での実践や報告（他の親との共感、情報交換）の時間を取り入れ、児童への関わり方や行動に対する対応を考える。 ・保護者自身に関わり方のスキルを身につけてもらい、子育てにおける成功体験、達成感につなげる。
実施状況	【延べ参加人数】 平成22年度 141人／平成23年度 193人／平成24年度 215人

## オ お父さんとあそぼう

目的	体をつかったふれあい遊び等を行う場を提供し、児童にとって望ましい関わり方を体験してもらい、父親同士交流をもつ中で情報交換をする機会や、悩みを共感し合える機会を作る。母親の育児不安、負担、孤立感を軽減する。
対象	市内の発達に課題をもつ児童（年少から、小学生は3年生まで）とその父親
内容	平成23年度 第1回／中止 第2回／大型カルタ・バルーン 平成24年度 第1回／親子ウォークラリー 第2回／ムーブメント 第3回／大型カルタ・お正月遊び 平成25年度 第1回／親子ウォークラリー 第2回／中止 第3回／お正月遊び
実施状況	【参加人数】平成23年度（第2回） 14人 平成24年度（第1回） 28人（第2回） 22人（第3回） 21人 平成25年度（第1回） 6人（第3回） 14人

## カ 親塾

目的	発達に課題のある児童に対して、家庭での支援についての理解を深め、小学校卒業後の途切れのない支援のあり方を学ぶ。
対象	保護者・支援者
内容	平成25年度より実施 第1回 「小学校高学年から中学生に必要な学習・生活支援について」 第2回 「思春期の発達障害児の支援の実際」
実施状況	【参加人数】 平成25年度（第1回） 76人（第2回） 44人



## (6) 関係機関の発達支援

発達支援と就労に向けた支援については、ライフステージに応じた関係機関の連携が必要です。

### ア 静岡県立藤枝特別支援学校

内容	学校教育目標『気づき 考え 行動する人』 めざす姿 小学部「元気になかよくがんばる子ども」 中学部「自分から進んで活動に取り組む生徒」 高等部「豊かな生活を築く人」 訪問教育「目を輝かせて取り組む人」 ～特別支援教育のセンター的役割として～ （教育相談）保護者や先生方の相談 ※小学部・中学部親子体験入学及び高等部体験入学の実施 ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画・校内体制の進め方 ・ 出張相談・学校参観 等 （研修） 特別支援教育に関する研修レポート ・ 講師派遣・校内職員研修会・保護者懇談会・公開研修会 ・ 教材・教具・書籍の貸し出し 等 （地域との連携）地域の特別支援教育を推進するための市町・圏域の会議に参加 ・ 専門家チーム会議・要保護児童対策地域協議会・志太榛原地域自立支援推進会議等														
	児童生徒数（H25/5/1）														
	小学部						中学部			高等部			訪問教育		
学年	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	1	2	3
人数	22	29	21	34	26	30	43	40	29	44	49	50	9	1	3
計	162人						112人			143人			13人		
全校	430人														
	市町村別児童生徒数（H24/5/1）														
地域	藤枝市	焼津市	島田市	牧之原市	御前崎市	吉田町	川根本町	合計							
人数	132	121	97	36	8	35	1	430							

### イ ガゼルの森

概要	誰もが安心して暮らせる地域づくりという理念のもと、平成24年に県内初の障害児通園施設と保育園の複合施設として「ガゼルの森」を開設。子育て支援センター「ぐるんぱの広場」を併設し、平成25年度より児童発達支援センターとして様々な面で地域社会の拠点となる。 0歳から5歳までの人づくりの場として、すべての子どもたちがお互いの尊厳や人間としての基本的な価値と権利を認め合いながら共に生きる、インクルーシブな社会を目指している。 ○児童発達支援事業 ○指定障害児相談支援事業（再掲） 平成25年度開始 ○親子通園・並行通園 ○保育所等訪問支援事業 定員：＜支援部＞50名 ＜保育部＞150名
----	--

## ウ わかふじ

概要	<p>“生まれ育ったこの街で自分らしく暮らしたい”を応援するために、どんな重い障害があっても家庭以外でも日中生活を可能にします。児童一人ひとりに合わせた療育方法及び支援内容を模索し、心身の成長発達を援助します。保護者の負担軽減や就労への配慮も念頭において事業展開を心掛けている。</p> <p>○児童発達支援事業「ひまわり」を平成24年度開設。</p> <p>○放課後等デイサービス「わかあゆ」を平成25年度開設。定員：5名/日 時間：平日 下校時～18:00(19:00) 土日祝休み 夏等9:00～16:00 送迎あり</p> <p>○ライフサポート事業親子通園 「ひまわり」 時間：10:00～11:30 月3回 金曜日 定員：重症心身障害児5名/日(青南町)</p> <p>○指定障害児相談支援事業「する～らいふ」平成25年度より開設。</p>
----	--

## エ クルール

概要	<p>平成26年4月開設</p> <p>(株)ポーンランドがプロデュースした良質なあそび場を提供。こどもが本来持っている「からだを使って思いきりあそびたい!」という思いを満たしながら、良質なあそびにより「こころ・頭・からだ」の発達のバランスを整える。</p> <p>○児童発達支援 平日9:30～12:00 土日祝及び学校休業日は休み 定員：10名/日</p> <p>○放課後等デイサービス 平日14:00～18:30 学校休業日9:30～17:30 土日祝休み 定員10名/日 普通二種免許取得者による送迎あり</p>
----	--

## オ ルピナス

概要	<p>○放課後等デイサービス</p> <p>平成24年4月より、藤枝市社会福祉協議会が運営し、充実した放課後を提供している。</p> <p>時間：平日14:00～18:00 学校長期休暇時の平日 9:00～18:00 送迎あり</p> <p>定員：10名/日</p>
----	---

## カ リカバリー

概要	<p>○放課後等デイサービス</p> <p>放課後および夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練として着替え・洗面(手洗い)・トイレマナーなどを中心に楽しく学ぶ。音楽やストレッチ体操、軽運動、読み聞かせ、ゲームなどの遊びの中から順番や友だちを理解する等の社会性を身に付けたり、交通ルールなどの日常生活動作の支援・指導を継続的に提供する。</p> <p>営業時間：平日10:00～18:30 隔週土、学校長期休暇時又は臨時休校時9:00～17:00</p> <p>サービス提供時間：平日14:00～18:00 隔週土、学校長期休暇時又は臨時休校時9:30～16:30 (サービス提供時間外の受け入れについては要相談)</p> <p>定員：堀之内・末広・元島田・金谷・焼津本町・大住 各10名</p> <p>送迎サービス(学校短縮日課にも対応)・家族支援サービス(毎週水曜日、要予約)</p>
----	---

## キ 児童デイSES

概要	<p>○放課後等デイサービス</p> <p>児童の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、基本的な日常生活や集団生活、コミュニケーションの向上につながるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 支援目標を明確にした個別支援計画の策定と実施</li><li>・ 様々な活動を通じた社会性の向上</li><li>・ パソコンやお絵かき、工作などを通じた想像力の向上</li><li>・ 保護者との療育相談</li></ul> <p>時間：平日 13:00～18:00 土曜日、祝日、学校の休業日 9:30～17:30（送迎あり）</p> <p>定員：志太・緑町 各 10 名（小学校 1 年生～高等部 3 年生）</p>
----	--

## ク 児童デイカンナ

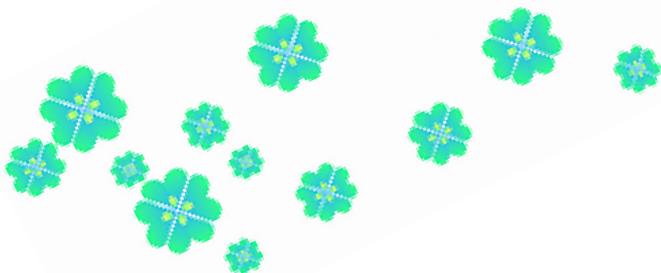
概要	<p>○放課後等デイサービス</p> <p>学童期より将来の自立へ向けて、日常生活のルール&amp;マナーを一緒に楽しく学び、静かな環境の中で毎日宿題を実施し、各自の発言と自由行動を受け入れ、安全に見守り、人のペースに合わせる力を養う。</p> <p>時間：平日 14:00～18:00 土曜 9:00～17:00</p> <p>定員：10 名/日（平日の送迎あり）</p>
----	---

## ケ ころりん

概要	<p>平成 26 年度 4 月開設</p> <p>○放課後等デイサービス</p> <p>16 年間の相談支援事業の経験を基盤に、個々のニーズに対応した個別支援計画を作成する。また 4 つの異なる部屋と 200 坪の庭など恵まれた環境を活かし、個々の障害特性にあったサービスを提供する。</p> <p>時間：平日 14:00～18:00 学校休業日（振替休日・長期休暇 9:00～16:00）</p> <p>定員：10 名/日（平日の送迎あり）</p>
----	---

## コ 障害者就業・生活支援センター ぱれっと

概要	<p>厚生労働省及び静岡県から委託を受けて運営しており、志太榛原圏域を対象としている。</p> <p>身近な地域で、ハローワークや福祉施設、教育等関係機関との連携拠点として、障害のある人やご家族からの相談に応じ、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上のサポートを一体的に行っている。</p>
----	---



## サ ハローワーク（公共職業安定所）

概要	<p>○職業相談・職業紹介</p> <p>就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員がケースワーク方式により、障害の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細やかな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施している。</p> <p>○障害者向けの求人の開拓</p> <p>障害者向けの求人の開拓を行うとともに、一般求人として受理したもののうちから障害者に適したものについて障害者求人への転換を勧め、求人の確保に努める。</p> <p>○関係機関との連携</p> <p>的確な職業紹介を行うに当たって、より専門的な支援等が必要な場合に、地域障害者職業センターにおける専門的な職業リハビリテーションや、障害者就業・生活支援センターにおける生活面を含めた支援を紹介するなど、関係機関と連携した就職支援を行う。</p>
----	---

## シ 商工会議所・商工会

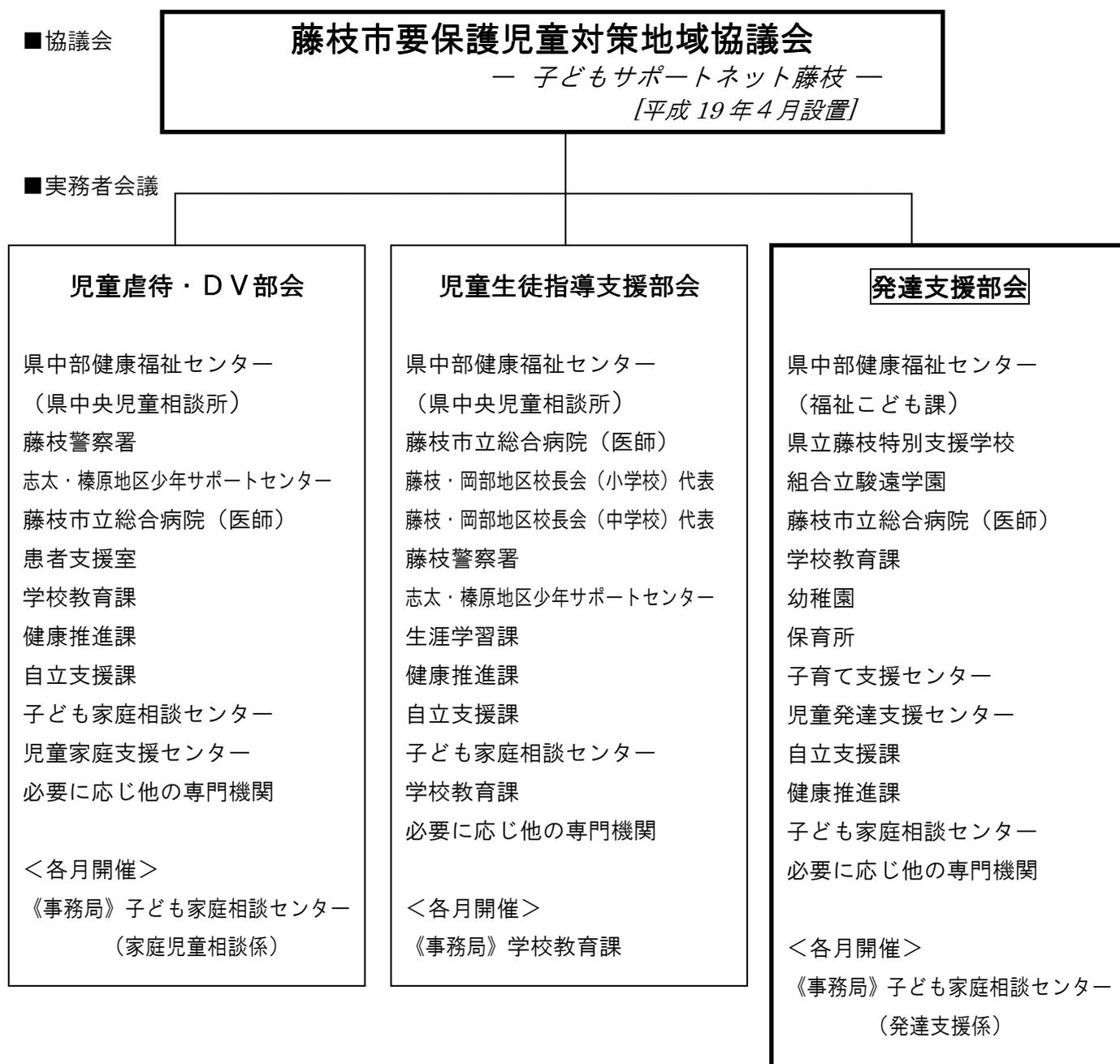
概要	<p>商工会議所・商工会は、市内の商工業者等によって組織され、商工業の総合的な改善発達を図り、地域経済の活力を生み出し、社会一般の福祉の増進に資することを目的として事業を行っている。経営環境は、上場企業を中心として、改善は見受けられるが中小企業においては、景気の回復はまだ実感できていない。このような中、障害者雇用という福祉制度の枠の中でも、厳しい現実がある。</p>
----	--



## 7 推進体制

- (1) 関係機関との連携を図りながら様々な分野で横断的な施策が推進されるよう「藤枝市要保護児童対策地域協議会」において、施策の推進、連絡調整、進行管理を行います。
- (2) 関係各課で構成する「計画策定委員会」（設置予定）及び「発達支援部会」において、発達支援システム構築のための全体計画（マスタープラン）の策定を進めます。

### 藤枝市における要支援・要保護児対策の包括的なネットワーク



# 資料編

- 1 発達障害の概念と特性
- 2 藤枝市の状況
- 3 検討経過
- 4 委員名簿
- 5 用語の説明

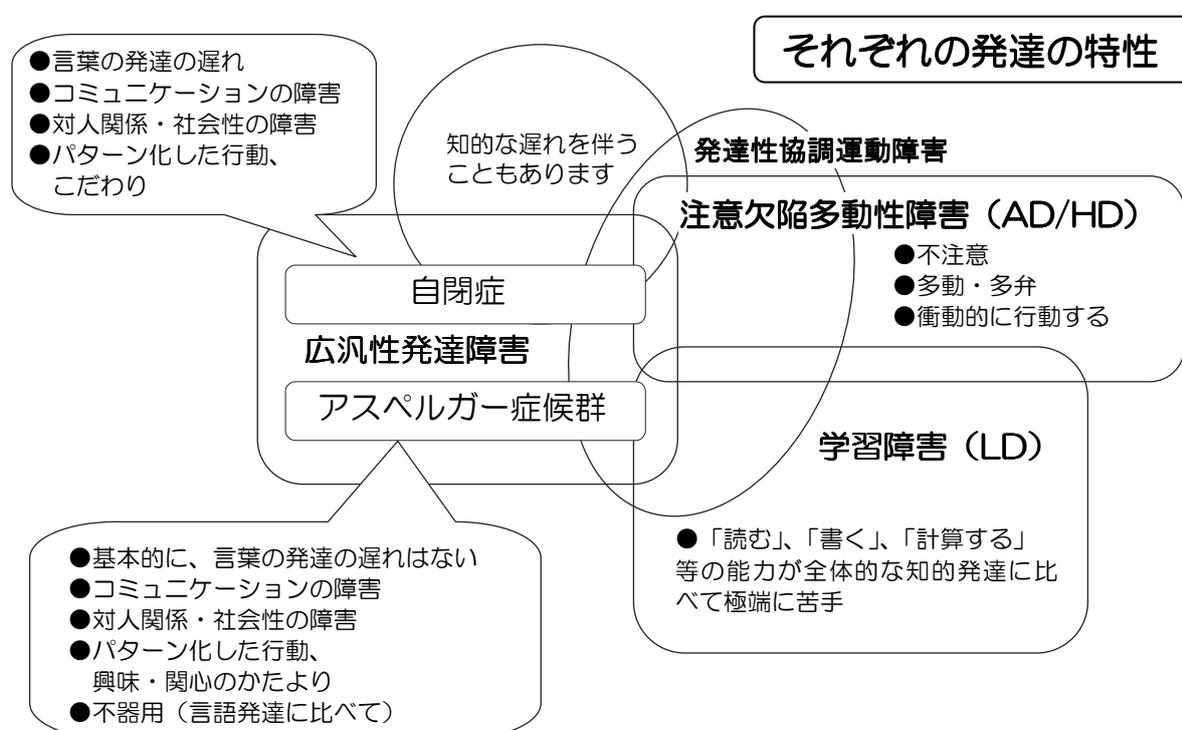
## 資料1 発達障害の概念と特性

### (1) 発達障害の概念

発達障害者支援法において、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

### (2) 発達障害の特性

一人の子どもを理解するときには、以下の状態像が複雑に重なり合っています。これらの状態像は、実際の様子は個人によって変化に富んでいます。



(参考：厚生労働省「発達障害の理解のために」)

※DSM-4（アメリカの精神医学における診断基準）で自閉性障害やアスペルガー障害などを含み広汎性発達障害と呼ばれていたものが、2013年5月DSM-5に改定され、自閉症スペクトラムという診断名に統合されましたが、厚生労働省からの図での提示はまだないため、そのまま掲載しています。

## 主な発達障害の定義について

### 自閉症の定義 <Autistic Disorder>

(平成 15 年 3 月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より作成)

自閉症とは、3 歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

### 高機能自閉症の定義 <High-Functioning Autism>

(平成 15 年 3 月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

高機能自閉症とは、3 歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

### 学習障害(LD)の定義 <Learning Disabilities>

(平成 11 年 7 月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

### 注意欠陥／多動性障害(ADHD)の定義 <Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder>

(平成 15 年 3 月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

ADHD とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7 歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、**広汎性発達障害**に分類されている。なお、DSM-5 においては包括的に「自閉症スペクトラム(ASD)」とし、自閉症の特性が顕著に現れている人から、傾向はあるが日々の生活には支障が起きていない人まで連続体の中にあるとするものである。

(参考：文部科学省「特別支援教育について」)

## 資料2 藤枝市の状況

### 1 国勢調査による人口の推移

(単位：人)

全 体	年	平成2年	7年	12年	17年	22年	23年	24年
	人口	119,815	124,822	128,494	129,248	142,151	144,929	145,459
世帯数	33,567	37,425	41,043	43,275	49,652	52,477	53,501	

(単位：人)

年 年齢	平成21年	22年	23年	24年	25年
0～5	7,370	7,375	7,348	7,482	7,594
6～11	8,374	8,231	8,141	8,040	8,003
12～14	4,321	4,249	4,307	4,295	4,304
15～17	4,271	4,312	4,352	4,401	4,312

(単位：人)

	実 数						前年との差		
	藤枝市		静岡県		全 国		藤枝市	静岡県	全 国
	平成23年 (A)	平成22年 (B)	平成23年 (C)	平成22年 (D)	平成23年 (E)	平成22年 (F)	A-B	C-D	E-F
出 生	1,117	1,195	31,172	31,896	1050,806	1071,304	-78	-724	-20,498
死 亡	1,403	12,81	37,303	36,420	1253,066	1197,012	122	883	56,054
乳 児 死 亡	2	2	70	68	2,463	2,450	0	2	13
新 生 児 死 亡	1	2	30	34	1,147	1,167	-1	-4	-20
自 然 増 加	-286	-86	6,131	4,524	202,260	125,708	-200	1,607	76,552
婚 姻	668	670	19,093	20,323	661,895	700,214	-2	-1230	-38,319
離 婚	255	236	6,804	7,241	235,719	251,378	19	-437	-38319

※数値：厚生労働省「人口動態統計」

※藤枝市ホームページ「人口動態統計」参照

※静岡県統計年鑑 平成23年（平成25年3月刊）平成22年、平成21年 人口動態計参照

### 2 乳児統計

#### (1) 年次別出生数

(単位：人)

年次別出生数	平成2年	7年	12年	17年	22年	23年	24年	
藤枝市出生数	1,174	1,182	1,211	1,110	1,210	1,131	1,167	
出生率 (人口千対)	藤枝市	9.7	9.3	9.2	8.4	8.3	7.7	8.0
	静岡県	10.1	9.6	9.6	8.6	8.7	8.4	8.2
	全 国	10.0	9.6	9.5	8.4	8.5	8.3	8.2

#### (2) 順位別出生数

(単位：人)

順位	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子以上	合 計
平成24年	500	467	163	30	7	1,167
平成23年	519	432	145	25	10	1,131
平成22年	535	490	153	30	2	1,210
平成17年	523	413	149	21	4	1,110
平成12年	557	477	147	23	7	1,211

(3) 平成 24 年 順位別出生率

(単位：人、%)

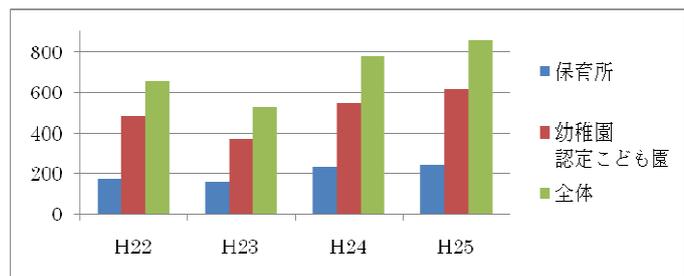
体重 kg	~1.0kg 未満	1.0kg 以上 1.5kg 未満	1.5kg 以上 2.0kg 未満	2.0kg 以上 2.5kg 未満	2.5kg 以上 3.0kg 未満	3.0kg 以上 3.5kg 未満	3.5kg 以上 4.0kg 未満	4.0kg 以上 4.5kg 未満	4.5kg 以上	2.5kg 以下 (再掲)
人数	2	11	14	85	448	484	114	9	0	112
率	0.2	0.9	1.2	7.3	38.4	41.5	9.7	0.8	0.0	9.6

3 発達支援を必要とする乳幼児数

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園における個別配慮を必要とする児数 (各年 9 月 1 日現在)

(単位：人)

	H22	H23	H24	H25
保育所	175	159	232	242
幼稚園 認定こども園	482	371	546	619
全体	657	530	778	861

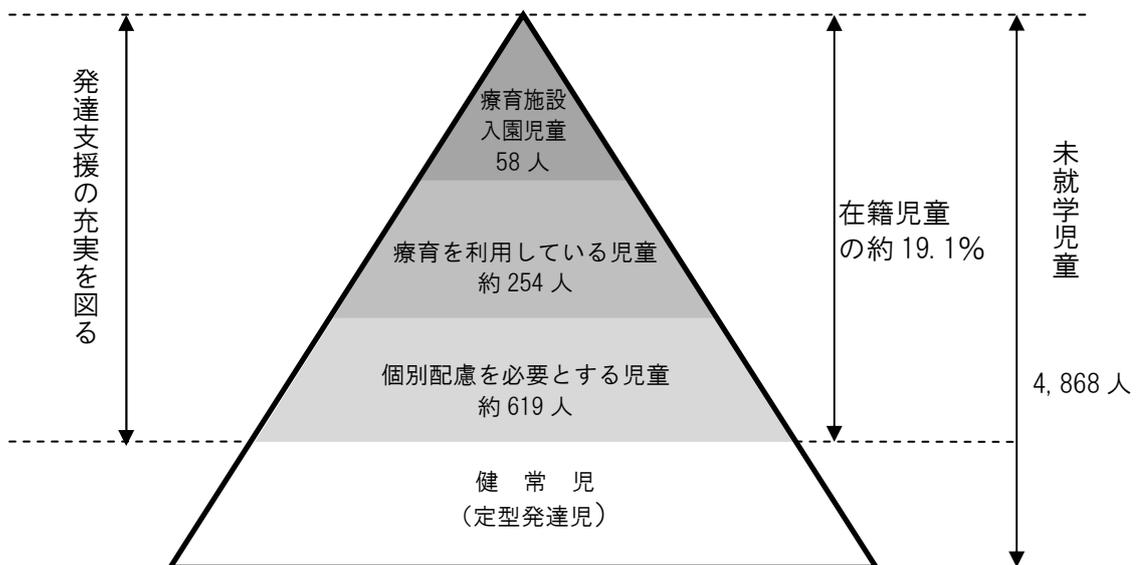


(2) 療育手帳取得件数 1,048 件 (平成 25 年 8 月 1 日現在 / 成人を含む)

(3) 1 次療育利用者数 227 人 (平成 24 年度)

(4) 2 次療育利用者数 444 人

(5) 保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育所・家庭的保育者利用未就学児童の状況 (再掲)  
(平成 25 年 9 月 1 日現在)



### 資料3 検討経過

月 日	項 目	内 容
H24 年度 9 月 19 日	庁内ワーキング 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定方針について</li> <li>・ 発達障害の概念と特性・療育のフロー図・システム図について</li> <li>・ 県内幼稚園保育園、療育施設の状況</li> <li>・ 児童発達支援（児童福祉法の改正内容）について</li> <li>・ 近隣市の状況</li> <li>・ 子ども家庭相談センター事業報告</li> <li>・ 発達に課題を持つ児の状況について</li> <li>・ 藤枝市の特別支援教育</li> <li>・ 現状の課題について意見交換</li> </ul>
11 月 29 日	庁内ワーキング 2 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふじえだ型発達支援システム作成作業</li> <li>・ 湖南市視察について</li> </ul>
1 月 29 日	ワーキングチームによる視察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湖南市（6 名参加）</li> </ul>
3 月 18 日	庁内ワーキング 3 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部委員（学識等）の選出について</li> <li>・ 策定スケジュール確認</li> <li>・ 湖南市視察報告</li> <li>・ 各課からの意見・課題について</li> </ul>
H25 年度 5 月 17 日	庁内ワーキング 4 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本指針素案の協議・検討</li> <li>・ 意見交換</li> </ul>
5 月 23 日	第 2 回 発達支援部会 委員連絡会 （第 1 回策定検討）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本指針策定について</li> <li>・ 基本指針素案説明</li> <li>・ 意見交換</li> </ul>
7 月 29 日	市内高校との情報交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふじえだ型発達システム概要について</li> <li>・ 市内高校における特別支援教育に関するアンケート結果について</li> <li>・ 意見交換</li> <li>・ 静岡県教育委員会高校教育室教育指導主事による「高校における特別支援教育の課題と展望」</li> </ul>
8 月 7 日	第 1 回 要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本指針の概要説明</li> <li>・ 基本指針素案の協議・検討</li> </ul>
	庁内ワーキング 5 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内高校との情報交換会について報告</li> <li>・ 基本指針素案の協議・検討</li> </ul>
8 月 22 日	第 5 回 発達支援部会 委員連絡会 （第 2 回素案検討）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内高校との情報交換会について報告</li> <li>・ 基本指針素案の協議・検討</li> </ul>
9 月 26 日	第 6 回 発達支援部会 委員連絡会 （第 3 回素案検討）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本指針素案の協議・検討</li> </ul>

10月24日	第2回要保護児童対策地域協議会	・基本指針原案提出
12月18日	関係課長協議会	・基本指針原案について意見交換
2月10日	行政経営会議	・基本指針原案の審議
3月5日	藤枝市議会健康福祉委員会	・基本指針完成版配布報告
3月13日	第3回要保護児童対策地域協議会	・基本指針完成版配布報告
3月19日	議会全員協議会	・基本指針完成版配布報告



**資料4** 委員名簿（平成25年4月1日現在）

**【藤枝市要保護児童対策地域協議会委員】**

（委員：50音順）

	氏名	役職名
会長	山本 伸晴	染葉学園 東海福祉専門学校長
副会長	鶴見 宏	静岡県中部健康福祉センター 福祉こども課長
委員	青島 満博	藤枝市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
委員	池谷 光男	藤枝市人権擁護委員会会長
委員	石橋 勝美	静岡県中部健康福祉センター 相談部長兼静岡県中央児童相談所長
委員	粂田 正好	藤枝市民生委員児童委員協議会 母子父子福祉部会長
委員	大石 茂樹	藤枝市健康福祉部長
委員	小原 志信	藤枝市内小学校代表 藤枝市立青島小学校長
委員	小柳津 茂助	藤枝市自治会連合会代表 広幡支部長
委員	香川 二郎	藤枝市立総合病院 副院長
委員	塚本 定生	藤枝市教育委員会代表 教育部長
委員	仲田 美佐子	藤枝市内保育所代表 前島保育園長
委員	平垣 勇人	藤枝警察署 生活安全課長（志太・榛原地区少年サポートセンター代表兼務）
委員	深澤 孝俊	藤枝市私立幼稚園協会代表 瀬戸谷幼稚園長
委員	堀江 洋子	藤枝市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会長
委員	宮田 逸江	静岡県弁護士会代表 藤枝のぞみ法律特許事務所
委員	宮原 健夫	志太医師会理事 みやはら内科クリニック院長
委員	守屋 明	社会福祉法人 春風寮 児童家庭支援センター長

**【策定検討員（発達支援部会委員）】**

(50音順・敬称略)

氏名	所属等
足立 翔子	静岡県中部健康福祉センター
尾川 豊子	児童発達支援センター（ガゼルの森）
加藤みどり	藤枝市学校教育課
酒井 悠里	藤枝市自立支援課
柴田 裕美	藤枝市私立幼稚園協会代表（広幡幼稚園）
鈴木 裕子	藤枝市健康推進課
苗代 有鈴	藤枝市立総合病院
松浦 雅子	静岡県立藤枝特別支援学校（地域連携課）
松川 奈穂美	藤枝市私立保育園代表（わかば保育園）
村越 秀子	地域子育て支援センター（ひよこ）
山崎 朋子	藤枝市立保育園代表（岡部あさひな保育園）
藁科 知行	駿遠学園

**【策定部会ワーキング構成員所属課】**

(50音順・敬称略)

氏名	役職名
伊久美 佳代	健康推進課 母子保健係長
稲森 弘子	児童課 発達教育担当係長
風間 邦男	福祉政策課 地域福祉係長
加藤 みどり	学校教育課 就学指導担当指導主事兼係長
栞原 健次	教育推進室 教育推進担当主幹兼係長
小山 佳世	企画政策課 企画政策担当係長
田中 基喜	児童課 保育係長
中谷 波路	自立支援課 自立支援係長

**【事務局】**

子ども家庭相談センター
-------------

## 資料5 用語の解説

ページ	用語	解説
2	愛着	<p>アタッチメント（愛着）は、ボウルビー（Bowlby, J.）によって、提唱された概念で、人間あるいは動物が特定の個体に対して抱く情愛のきずなとされている。そして、特定の個体というのは、人間において親になる。したがって、アタッチメントは、親と子どもの間で形成される特別な結びつきということができよう。</p> <p>（参照：日本発達障害学会監修 発達障害基本用語辞典）</p>
	ライフステージ	<p>人生の段階は、乳児期・幼児期・児童期・青年期・成人期と進んでいく。青年期までは、概ね、学校の入学と卒業の時期を節目としているために特定の年齢と対応するが、成人期への移行については個人差が大きい。</p> <p>（参照：日本LD学会 LD・ADHD等 関連用語集）</p>
5	療育	<p>障害をもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。</p> <p>（参照：大辞泉辞典）</p>
6	家庭的保育者	<p>保育に欠ける乳幼児を居宅等において保育する者。</p> <p>（市町村長が行う研修を修了した保育士その他省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が認めるもの）</p>
8	アセスメント	<p>支援を必要としている子どもの状態像を理解するために、子どもに関する情報を様々な角度から集め、その結果を総合的に、整理、解釈していく課程である。</p> <p>（参照：日本LD学会 LD・ADHD等 関連用語集）</p>
11	フィードバック	<p>一般的には、結果に含まれる情報を原因側に戻し、その情報を反映させ調整をはかることをいう。学習場面ではその情報が指導者から学習者へ、学習者から指導者へとそれぞれ流れるが、学習者の行動の拒否や正誤の結果を学習者に知らせること。</p>
19	ソーシャルスキルトレーニング	<p>私たちが社会の中で、生活するときには、周りの人たちとの間で、社会的習慣に従って、言葉や身ぶり、表情などで意志や感情を伝え合う。また、他人の性格や意志、感情などについて判断するときも、相手の言葉や身ぶり、表情などの外見的な手がかりを利用している。言葉や身ぶり、表情などの手がかり（対人的行動）や、電話のかけ方、バスの乗り方などの社会生活上必要な技術のことを、ソーシャルスキル（社会的スキル）と呼ぶ。ソーシャルスキルは先天的なものではなく、練習や経験によって習得される。ソーシャルスキルがまずいと、仲間たちから拒否されたりし、孤立しやすく、円滑な社会生活が難しくなり、様々な二次的問題が生じやすくなる。社会的場面の情報処理が苦手なLD児はソーシャルスキルが不適切なことが多いため、それらを指導する社会性指導プログラムやソーシャルスキルトレーニングが行われる。</p> <p>（参照：日本LD学会 LD・ADHD等 関連用語集）</p>

20	放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業終了後に児童館・学校の余裕教室などを利用して、適切な遊びや生活の場を与える事業をいう。 (参照：厚生労働省のホームページ)
21	モニタリング	継続して、観察・記録・共有すること
28	個別の指導計画	平成11年3月に告示され、平成14年度より完全実施されている盲学校・聾学校および養護学校の学習指導要領において自立活動や重複障害児の教育について作成が義務化された個に対する指導計画である。 (参照：日本LD学会 LD・ADHD等 関連用語集)
	個別の支援計画	文部科学省が設置した、今後の当別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」の中で初めて紹介された。そこでは、「現在、各都道府県などで進めつつある、教育、福祉、医療、労働等が一体となって乳幼児期から学校卒業後まで障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援を行う体制の整備を更に進め、一人一人の障害のある児童生徒の一貫した『個別の教育支援計画』を策定することについて積極的に検討を進めていく必要がある。この計画の策定について、新しい障害者基本計画にも規定されており、適切な教育的支援を効果的かつ効率的に行うため教育上の指導や支援の具体的な内容、方法等計画、実施、評価（Plan-Do-See）して、より良いものに改善していく仕組みとして重要なものと考えられる」と示された。発達障害者支援法の施行に伴って示された局長通知において、LD・ADHD・高機能自閉症等についても、必要に応じて策定することが明記された。
	インクルーシブ	インクルーシブはインクルージョンを理念としてとらえた教育のこと。インクルージョンは、人は一人ひとりがユニークな存在で、違っていることが素晴らしいことであるという基本理念に基づき、差別・分別することなくすべての人を包含（インクルージョン）にして、地域の中で、通常の小・中学校の中で、一人ひとりのユニークさに対応できるように社会・学校を変革することを目指す長い旅路一過程である。 (参照：日本LD学会 LD・ADHD等 関連用語集)
	放課後等デイサービス	障害のある児童の放課後等の活動場所や、遊び・生活の場を提供して、生活能力の向上や保護者の負担の軽減を図り支援する。
34	DSM-5	精神障害の診断と統計の手引き、精神障害に関するガイドライン。精神科医が患者の精神医学的問題を診断する際の指針を示すためにアメリカ精神医学会が定めたもので、世界保健機関による疾病及び関連保健問題の国際統計分類と共に世界に知られている。